

企画競争実施の公示

令和7年2月18日

分任支出負担行為担当官
四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 安永 一夫

次のとおり、提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 吉野川災害対応支援システム運用外業務

(2) 業務内容

本作業は、徳島河川国道事務所管内において、事務所職員の迅速かつ的確な洪水対応の実現を目的として構築した「吉野川災害対応支援システム」の運用保守を行うものである。

(3) 履行期間

契約締結の翌日～令和8年3月31日まで

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の四国地域の競争参加資格を有する者であること。

なお、当該参加資格を確認するため、令和7・8・9年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）については、資格審査結果通知書の写し、又は当該申請に関する申請確認メールもしくは一般競争（指名競争）参加資格申請書受付票の写しを受領後、速やかに提出すること。ただし、下記の企画提案書と上記写しを同時に提出する場合は、この限りではない。特定後に行う見積の時まで提出がない場合は、見積を無効とする。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(4) 本件に組合等（特別法に基づく協同組合又はこれに類する組織）として提案書を提出しようとする場合の構成員でないこと。

(5) 令和2年度以降公示日までに完了した業務（令和6年度に完了予定である業務も対象に含む。）において、下記に示す同種又は類似業務にかかる実績（再委託による業務の実績は含まない。）を1件以上有することを証明した者であること。

1) 同種の履行実績とは、国の河川に関する防災情報システムの運用保守とする。

2) 類似の履行実績とは、河川に関する防災情報システムの運用保守とする。

(6) 提案書の提出期限日から特定後に行う見積の時まで、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 発注者から直接説明書を交付された者であること。

3. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 同種又は類似業務の実績
- (2) 実施方針
- (3) 特定テーマ
出水期におけるシステム障害が発生した場合の対応方法について
- (4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 手続等

- (1) 担当部局
〒770-8554 徳島県徳島市上吉野町3丁目35
四国地方整備局 徳島河川国道事務所 経理課 契約係
電話：088-654-9055（経理課直通）
電子メールアドレス skr-tokusa31@mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間及び方法
 - 1) 交付期間
令和7年2月18日から令和7年3月7日まで（休日を除く）
 - 2) 交付方法
交付を希望する者には、原則として電子メールにより交付を行う。
- (3) 提案書の提出期限及び方法
 - 1) 提出期限
令和7年3月10日 17時00分
 - 2) 提出方法
原則として電子メールにより提出すること。
- (4) 提案書に対するヒアリングの有無
無

5. その他

- (1) 本手続で使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報の入手窓口
上記3.(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、無断で二次的使用を行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効にするとともに、提出者に対して指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (6) 提案書の提出者は、提案書の作成にあたって、他の提出者と提案書の提出意思、提案書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならない。
- (7) 資本関係又は人的関係のある複数の者が提案書を提出することは認めない。
- (8) 企画競争の結果、提案書が特定された場合であっても、会計法令に基づく契約手続の完了までは国との間に契約関係が生じるものではない。
- (9) 詳細は、説明書による。
- (10) 特定通知等
 - 1) 本契約予定案件の特定通知は、令和7年度の予算成立を条件として、書面により通知する。
 - 2) 暫定予算となった場合は、本契約に係る予算が全額計上されている場合には全額の契約とするが、全額計上されていない場合には、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

3) 成立する予算の状況により、本件の入札契約手続きを延期又は中止する場合がある。